

平成16年7月1日（木）
官報第3883号に告示

○総務省告示第五百十六号（写し）

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村及び同郡岩城村を廃し、その区域をもって同郡上島町を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月一日
総務大臣臨時代理
国務大臣 中川 昭一